

令和5年7月31日開催

令和5年度
燕市農業委員会第4回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第4回総会 議事録

1. 開催日時 令和5年7月31日(月曜日)
午前9時30分～午前10時7分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

(4) 議事

議案第17号 農地法第3条の規定による許可処分取消申請について

議案第18号 農地法第4条の規定による許可処分取消申請について

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農地転用事業計画変更承認申請について

- 議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 22 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 23 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 (会長)

8. 議事録署名委員

24 番 小川 芳秀 26 番 笹川 勇雄

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員はありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第4回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号24番 小川 芳秀 委員及び</p> <p>議席番号26番 笹川 勇雄 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第9号の報告を事務局に求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号20番 又新字塚田の田、1筆、743㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号21番 柳山字前畑、他の田、計4筆、4,254㎡、中間管理事業移行に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号22番 下粟生津字横町の田、1筆、2,502㎡、所有者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号23番 佐善字堤外、他の田畑、計5筆、2,427㎡、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。 (質問なし)
議 長	ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。
議 長	それでは、議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可処分取消申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 17 号「農地法 3 条の規定による許可処分取消申請について」であります。 受付番号 1 番 下粟生津字下川原、他の田畑、計 8 筆、5,932.52 m ² 、取消しの理由は「譲渡人の都合によるため」、令和 4 年 8 月 29 日、燕農委第 3703 号で許可としたものです。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る 7 月 21 日、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	7 月 21 日、午前 9 時 30 分より、市役所 3 階 301 会議室で、第 3 事前審査委員会、委員 12 名による審査の結果、「農地法 3 条の規定による許可処分取消申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 18 号「農地法第 4 条の規定による許可処分取消申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 18 号「農地法第 4 条の規定による許可処分取消申請について」

事務局	<p>であります。</p> <p>受付番号 2 番 道金字屋敷付の畑、1 筆、436 m²、取消しの理由は、「分家住宅の建築が必要なくなったため」、昭和 59 年 9 月 25 日、新潟県指令巻農地第 7075 号で許可としたものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査の結果、「農地法第 4 条の規定による許可処分取消申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 11 番 溝古新字下川原、他の田畑、計 25 筆、33,270 m²、契約内容は使用貸借、同世帯内での設定ですので、位置図は省略いたします。</p>
事務局	<p>受付番号 12 番 次新字打付、他の田畑、計 45 筆、23,227.51 m²、契約内容は贈与、同世帯内での所有権移転となるため、位置図は省略いたします。</p>

事務局	受付番号 13 番 吉田西太田字札木の畑、1 筆、147 m ² 、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。
事務局	以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」3 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 20 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 20 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号 7 番 道金字屋敷付の畑、1 筆、555 m ² 、当初計画者が住宅を増築する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が駐車場 10 台を整備するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 2～3 頁をご覧ください。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い

議 長	致します。
小川委員長	審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請 1 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「承認」とする事でご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。
議 長	次に議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。 受付番号 25 番 道金字屋敷付の畑、1 筆、555 m ² 、転用目的は駐車場 10 台。契約内容は売買。令和 5 年 10 月 20 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 2～3 頁をご覧ください。先ほど計画変更の受付番号 7 番で説明した案件であります。 酒店を営んでおりますが敷地が狭く、来客用、自宅用、の駐車場が不足しているため、当該地を購入し駐車場 10 台を整備するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。
事務局	受付番号 26 番 井土巻五丁目の田、計 3 筆、1,023.34 m ² 、転用目的は共同住宅 14 戸。契約内容は売買。令和 6 年 7 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 4～5 頁をご覧ください。

事務局	<p>経営の安定を計るため、共同住宅 14 戸を建設するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 27 番 大曲字砂押の畑、1 筆、63 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 5 年 11 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 6～7 頁をご覧ください。</p> <p>勤務先が現在の住まいから遠く、勤務先に近い当該地を購入し、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 28 番 灰方字南の田、計 7 筆、5,122 m²、転用目的は倉庫及び駐車場 69 台、契約内容は売買、令和 6 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 8～9 頁をご覧ください。</p> <p>建設機械他の部品、製造、加工業を営んでおりますが駐車場、倉庫が不足しており、当該地は会社付近にあること、また現在建築中の自社製品展示場兼事務所に隣接しており、利便性がよい為、社員及び来客用駐車場、倉庫を整備するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
小川委員長	<p>審査会では、転用面積が 3,000 m²を超える案件について、現地で事務局の説明を受けました。審査の結果、「農地法第 5 条の規定による許可申請」4 件、異議がなかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、小川委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>

	(質疑なし)
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、転用面積が3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議長	<p>次に、議案第22号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第22号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。</p>
事務局	<p>はじめに公社借入の10年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号254番 東太田字下瀧向の田、計2筆、1,331㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和15年4月5日までの10年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>10年の合計が5件、26,390㎡です。</p>
事務局	<p>次に、15頁をご覧ください。5年の集積計画であります。</p> <p>受付番号259番 燕字長割、他の田、計18筆、17,806㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和10年4月5日までの5年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>5年の合計が5件、54,584㎡です。</p>
事務局	<p>次に、公社貸付の10年の農用地利用集積計画であります。</p> <p>17頁をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号146番 東太田字下瀧向の田、計2筆、1,331㎡、設定期間は令和15年4月5日までの10年であります。</p>

事務局	10年の合計が5件、26,390㎡です。
事務局	次に、18頁をご覧ください。 受付番号151番 燕字長割、他の田、計18筆、17,806㎡、設定期間は令和10年4月5日までの5年であります。 5年の合計が4件、54,584㎡です。
事務局	なお、関係委員の案件として、議案の18頁、公社貸付の受付番号153番に五十嵐委員の案件があります。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第3事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である公社貸付の受付番号153番を除いて、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
小川委員長	審査の結果、関係委員の案件である1件を除く農地中間管理事業の集積計画公社借入10件、公社貸付8件、異議がなかった事を報告致します。
議長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、受付番号153番を除いて農用地利用集積計画は「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。
議長	それでは、関係委員である、議席番号18番 五十嵐 博子委員は退室願います。 (関係委員 退室 午前9時50分)
議長	それでは、関係委員の案件、受付番号153番について、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

小川委員長	<p>審査の結果、受付番号 153 番について、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議長	<p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午前 9 時 51 分)</p>
議長	<p>退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「決定」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、議案第 23 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 23 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」であります。</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更にあたり、意見の照会を求めるものであります。</p> <p>こちらにつきまして、担当課である農政課に交代して、説明をいたします。</p> <p>(農政課：説明)</p>
事務局	<p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 3 事前審査委員会が開催されていますので、小川委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

小川委員長	審査の結果、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、意見は特になかった事を報告します。
議 長	只今、小川委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
三浦委員	今年は肥料など経費の増加があり、今回の構想の変更は、販売価格の転嫁についての変更点も含まれているのだろうか。
農政課	今回の変更は法改正に基づく変更であり、ご指摘の内容は含まれておりません。主な変更点「第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項」の追記に関連して、市の「踏み出せ！農業！スタートアップ事業」で「農業技術習得支援」「新規参入者農地取得支援」「新規就農者支援」「農業体験支援」に係る補助を行っています。「新規就農者支援」と「農業体験支援」は令和5年度から開始し、支援の拡充を図っています。
議 長	他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてはやむを得ない」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてはやむを得ない」とする事に決しました。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第22号の案件につきましては、 <u>8月7日</u> の告示により効力が発生する事になります。 これにて、燕市農業委員会第4回総会を閉会致します。 (終了時刻 午前10時7分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年7月31日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 小川芳秀

議事録署名委員 笹川勇雄
